

【平成25年11月現在】 支給要件等が変更される場合があります。念のため、都道府県労働局又はハローワークにご確認下さい。

65歳以上の離職者を 雇用する事業主をサポートします!!

高年齢者雇用開発特別奨励金のご案内

～「いくつになっても働く社会」を目指して、
「65歳以上の離職者が引き続きその経験等を生かして働き、
社会で活躍すること」を支援する事業主の皆さまを応援します～

雇入れ日の満年齢が65歳以上の離職者（※1）を、ハローワーク等（※2）の紹介により、一週間の所定労働時間が20時間以上の労働者として雇い入れる事業主（1年以上継続して雇用する事が確実な場合に限る）に対して、助成金を支給します。

（※1）以下の要件を満たす者に限ります。

- ① 雇い入れに係る事業主以外の事業主と一週間の所定労働時間が20時間以上の雇用関係にない方
- ② 雇用保険の被保険者資格を喪失した離職の日の翌日から3年内に雇い入れられた者
- ③ 雇用保険の被保険者資格を喪失した離職の日以前1年間に被保険者期間が6月以上あった者

（※2）ハローワーク、地方運輸局及び雇用関係給付金の取扱に係る同意書を労働局に提出している有料・無料職業紹介事業者及び無料船員職業紹介事業者

支 給 額

対象労働者に支払われた賃金相当額の一部として下表の金額が助成されます。
6ヶ月ごとに第1期、第2期の支給対象期に分けて支給されます。

対象労働者の一週間の所定労働時間	支給額	支給対象期ごとの支給額
30時間以上	50(90)万円	第1期25(45)万円・第2期25(45)万円
20時間以上30時間未満	30(60)万円	第1期15(30)万円・第2期15(30)万円

※（ ）内は中小企業に対する支給額です。



厚 生 勞 働 省
都 道 府 県 労 働 局
ハローワーク(公共職業安定所)

ご確認下さい！



◇ 受給できる事業主 ◇

以下のすべてに該当する事業主です。

- ① 雇用保険の適用事業主であること。
- ② 対象労働者をハローワーク若しくは地方運輸局又は適正な運用を期することのできる有料・無料職業紹介事業者若しくは無料船員職業紹介事業者の紹介により、**一週間の所定労働時間が20時間以上の労働者**として雇い入れる事業主であること。
- ③ 対象労働者を**1年以上継続して雇用（期間の定めのない雇用又は1年以上の契約期間の雇用）**することが確実であると認められる事業主であること。
- ④ 資本、資金、人事、取引等の状況からみて対象労働者を雇用していた事業主と密接な関係にある事業主でないこと。
- ⑤ 対象労働者の雇入れ日の前後6ヶ月間に事業主の都合による従業員の解雇(勧奨退職を含む。)をしていないこと。
- ⑥ 対象労働者の雇入れ日の前後6ヶ月間に倒産や解雇など特定受給資格者となる離職理由の被保険者数が対象労働者の雇入れ日における被保険者数の6%を超えていない（特定受給資格者となる離職理由の被保険者が3人以下の場合を除く。）こと。
- ⑦ 対象労働者の出勤状況及び賃金の支払い状況等を明らかにする書類（労働者名簿、賃金台帳、出勤簿等）を整備・保管し、速やかに提出する事業主であること。

◇ 受給するための要件 ◇

上記に該当する事業主であって、以下のいずれにも該当しないことが受給するための要件となります。
該当する場合は、奨励金の支給は行われません。

- ① ハローワーク等の紹介以前に**雇用の予約があった対象労働者を雇い入れる場合**
- ② 雇入れ日の前日から過去3年間に職場適応訓練（短期の職場適応訓練を除く。）を受け、又は受けたことのある者を当該職場適応訓練を行い、又は行った事業主が雇い入れる場合
- ③ **雇入れ日の前日から過去3年間に雇用関係、出向、派遣又は請負により雇入れに係る事業所において就労したことのある者を、再び同一事業所に雇い入れる場合**
- ④ 対象労働者に対する支給対象期についての賃金を、支払期日を超えて支給申請を行うまでに支払っていない場合（時間外手当、深夜手当、休日出勤手当等を法定どおり支払っていない場合を含む。）
- ⑤ ハローワーク等の紹介時点と異なる条件で雇入れた場合で、対象労働者に対し労働条件に関する不利益、又は違法行為があり、かつ、当該対象労働者から求人条件が異なることについての申し出があった場合
- ⑥ 奨励金の支給を行う際に、雇入れに係る事業所において成立する保険関係に基づく前年度より前のいずれかの年度に係る労働保険料を滞納している場合
- ⑦ 偽りその他の不正行為により本来受けることのできない助成金等を受け、又は受けようとしたことにより3年間にわたる不支給措置が執られている場合
- ⑧ 労働関係法令の違反を行っていることにより助成金を支給することが適切でないものと認められる場合
- ⑨ 高年齢者雇用確保措置を講ずべきことの勧告を受けた場合
- ⑩ 性風俗関連営業、接待を伴う飲食等営業またはこれらの営業の一部を受託する営業を行っている場合
- ⑪ 暴力団に関する場合
- ⑫ 支給申請日または支給決定日の時点で倒産している場合

ご注意！

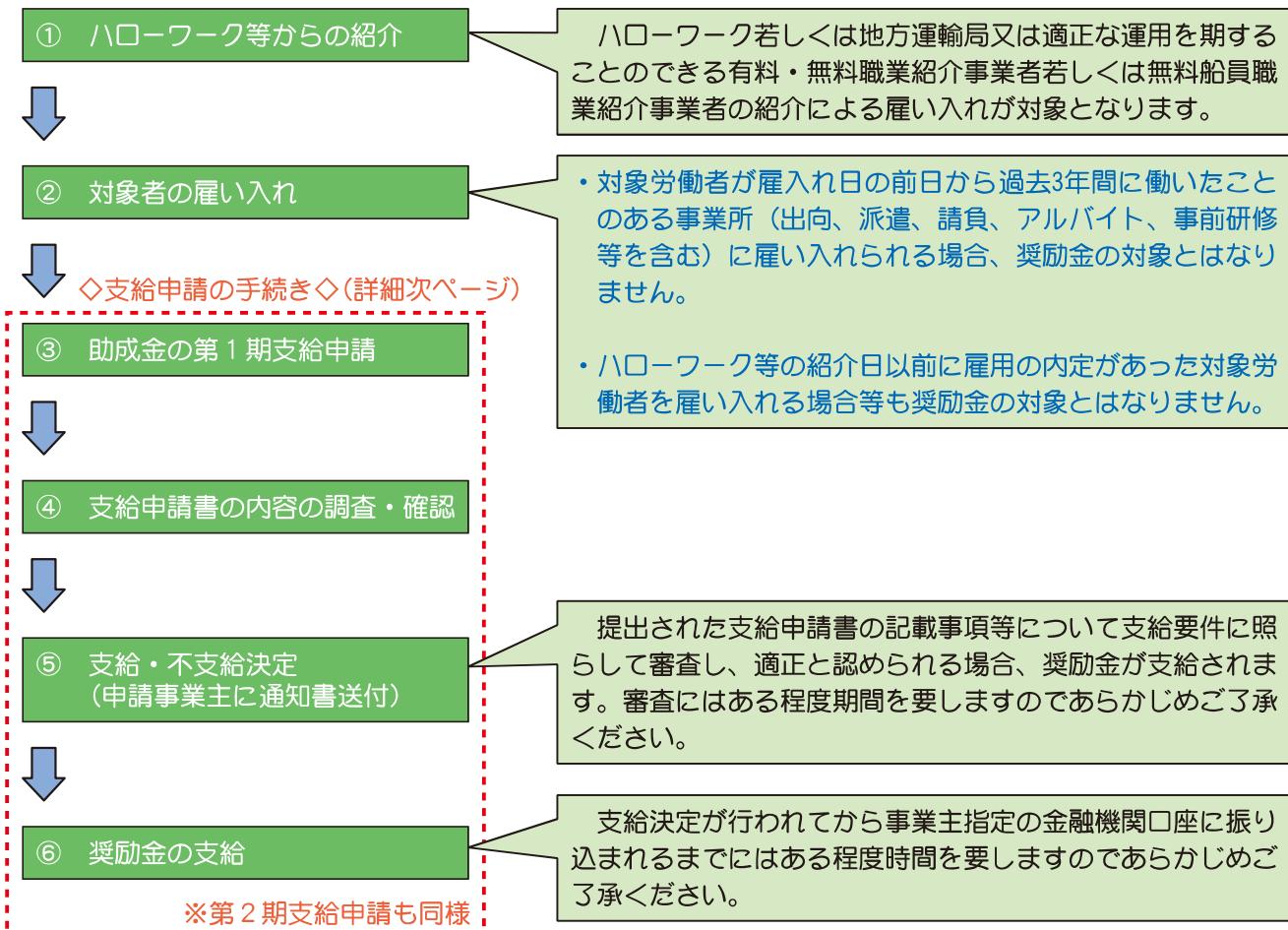
ここでいう「雇入れ日」は、雇用契約における雇入れ日とは異なる場合がありますので（事前研修を行った場合など）、都道府県労働局又はハローワークにご確認下さい。

◇ 対象労働者 ◇

以下のすべてに該当する労働者の方です。

- ① 雇入れ日現在の**満年齢が65歳以上の者**
- ② 紹介日及び雇入れ日に以下のいずれにも該当しない者
 - (I) 高年齢継続被保険者 (II) 短期雇用特例被保険者
 - (III) (I)、(II) 以外の者であって雇入れに係る事業主以外の事業主と 1週間の所定労働時間が 20時間以上の雇用関係にある労働者
- ③ **雇用保険の被保険者資格を喪失した離職の日の翌日から3年以内に雇い入れられた者**
- ④ **雇用保険の被保険者資格を喪失した離職の日以前1年間に被保険者期間が6月以上**あった者

◇ 支給申請の流れ ◇



奨励金の支給申請から支給決定までの間及び支給終了後において総勘定元帳などの帳簿の提示を求めることがあります。

中小企業とは

業種ごとに下表に該当するものをいいます。

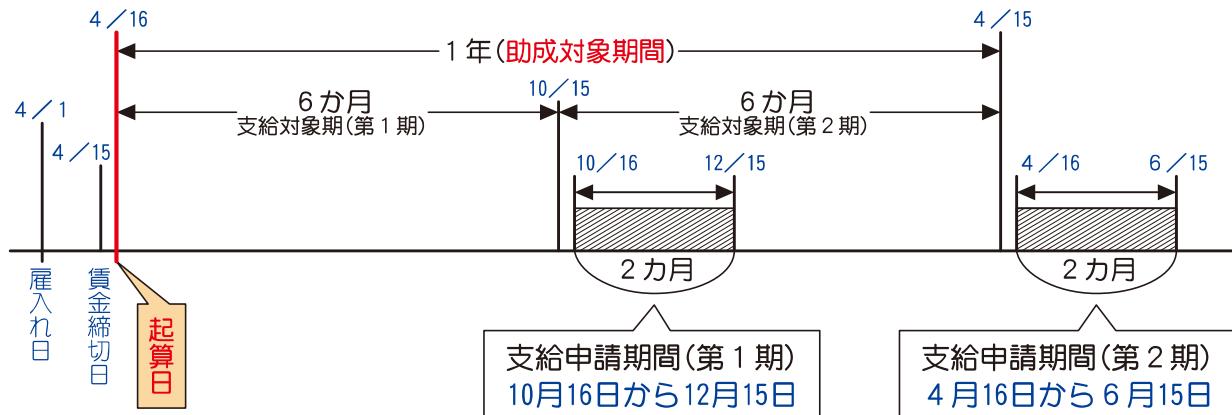
小売業・飲食店	資本金若しくは出資の総額が5千万円以下又は常時雇用する労働者数50人以下
サ - ビ - ス 業	資本金若しくは出資の総額が5千万円以下又は常時雇用する労働者数100人以下
卸 売 業	資本金若しくは出資の総額が1億円以下又は常時雇用する労働者数100人以下
その他の業種	資本金若しくは出資の総額が3億円以下又は常時雇用する労働者数300人以下

支給申請の手続き

- 助成金は、支給対象期（※）ごとに、2回に分けて支給されます。
- 支給申請は、支給対象期ごとに、労働局またはハローワークに対して行います。
- 支給申請期間は、各支給対象期の末日の翌日から**2カ月**以内です。
- 第1回目の支給申請がなされていない場合でも、第2回目の支給申請は行えます（ただし、第1回目分は支給されません）。

※ 支給対象期は、**起算日**から6ヶ月間ごとに区切った期間です。**起算日**は、
・賃金締切日が定められていない場合は雇入れ日
・賃金締切日が定められている場合は雇入れ日の直後の賃金締切日の翌日（ただし、賃金締切日に雇い入れられた場合は雇入れ日の翌日、賃金締切日の翌日に雇い入れられた場合は雇入れ日）となります。

【例：雇入れ日が4月1日・賃金締切日が毎月15日の場合】



「支給申請にあたって」ご注意！

対象労働者が支給対象期の途中で事業主都合で離職した場合は、当該支給対象期については奨励金の支給を受けることはできません。

～ご注意～

- 他の助成金の支給を受けている場合は、支給対象とならない場合があります。
- 国、地方公共団体、特定独立行政法人等（これらの機関からの委託事業を実施している事業主で、対象労働者が当該委託事業に従事する場合を含む）の機関は支給対象とならない場合があります。
- この奨励金を受給した事業主は国の会計検査の対象になりますのであらかじめご了承ください。検査の対象となつた場合は、ご協力ををお願いします。また、検査には関係書類が必要となりますので、関係書類については、支給の日が属する年度の翌年度の初日から起算して、5年間整理保存しておいてください。
- 偽りその他不正な行為によって奨励金の支給を受け、または受けようとした場合は、不支給決定又は支給決定の取消しが行われます。この場合、すでに支給された奨励金については全額を返還していただくとともに、不支給決定又は支給決定の取消しを受けた日以後3年間は各種助成金の支給を受けることができません。また、詐欺罪等により刑罰に処される場合があります。

奨励金の受給に当たっては、このリーフレットに記載があるほか、各種要件がございますので、ご不明な点については、最寄りのハローワークまたは各都道府県労働局（職業安定部）へお問い合わせください。